

経営者が 知っておくべき 税金知識

経営者が最低限知っておきたい！
交際費の税務

- 1 交際費課税の概要
- 2 交際費の範囲の考え方



経営者が最低限知っておきたい！

交際費の税務 I



中村会計

はじめに

企業活動において、交際費は必要不可欠な支出ですが、法人税の計算においては、その経費性が広く制限されてきました。この点、平成 25 年度及び平成 26 年度の税制改正において、飲食に係る消費を増やして、日本の景気を好転させようという考え方の下、交際費に係る経費の制限が、近年大きく緩和されています。

しかしながら、「交際費は原則として経費としない」という考え方に変わりはありませんし、社長が支出した交際費について、社長への役員給与に該当する、といったかなり厳しい税務調査が今後行われると予測されています。このため、交際費については、従来と同様、経営者は注意をしておかなければならないというのが正直なところです。

本小冊子は、経営者が最低限知っておきたいポイントに絞り、交際費の税務について Q&A 形式で解説を加えています。交際費を支出する際、本小冊子を適宜参照しながら税務リスクを見極め、適正な意思決定をしていただければと思います。

本小冊子が皆様の会社経営に、わずかなりともお役に立つのであれば、これに勝る喜びはありません。

目次

- 1 (Q 1 ~ Q 7) 交際費課税の概要
- 2 (Q 8 ~ Q 9) 交際費の範囲の考え方

1 交際費課税の概要

【Q 1】

＜交際費課税の趣旨＞

交際費については、それを支出しても経費にならないと言われていますが、事業に必要な支出であるにもかかわらず、なぜ経費性が制限されるのでしょうか？

【A 1】

＜冗費性の制限と財務基盤の強化＞

ご指摘のとおり、交際費は事業に必要な支出ではありますが、無制限に経費として認めてしまうと、過剰な接待などが行われることにつながり、税収が無意味に減少したり、企業の財務基盤が毀損されたりする可能性があるからです。

【解説】

交際費の経費制限は、昭和 29 年にスタートしましたが、この制度の趣旨として、①法人税を納めるくらいなら、接待交際費を増やして利益を減らそうというインセンティブにつながり、必要以上に税収が減る結果になること、②過剰な接待など、交際費は高額になりがちであり（「冗費性」といいます。）、結果として本来なら将来の企業活動に使われるべき内部留保が少なくなり、企業の財務基盤が毀損されてしまうこと、などの理由が挙げられています。

ただし、後述するとおり、ビジネス上交際費は必要な支出であることも事実ですから、中小法人については、一定金額までは経費制限が緩和されており、大法人についても、一定の飲食費については、50%までは経費として認められています。

なお、法人税の世界における経費を「損金」といい、交際費についてその経費性を制限することを法人税法では「交際費等の損金不算入」といいます。本テキストでも、この表記にならない、以下においては交際費の経費制限を「交際費等の損金不算入」と表現します。

【Q 2】

＜交際費等の損金不算入額の計算＞

交際費は法人税の計算上、損金の制限が行われるとのことですが、具体的な制限額の計算はどのようになりますか？

【A 2】

＜資本金と事業年度によって計算が異なる＞

平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度においては、中小法人（資本金 1 億円以下）は 800 万円までは全額が損金になります。反面、大法人（資本金 1 億円超）は、一定の飲食費用を除き、全額が損金となりません。

ただし、近年の税制改正の影響で、事業年度ごとに計算が大きく異なっていますので、注意する必要があります。

【解説】

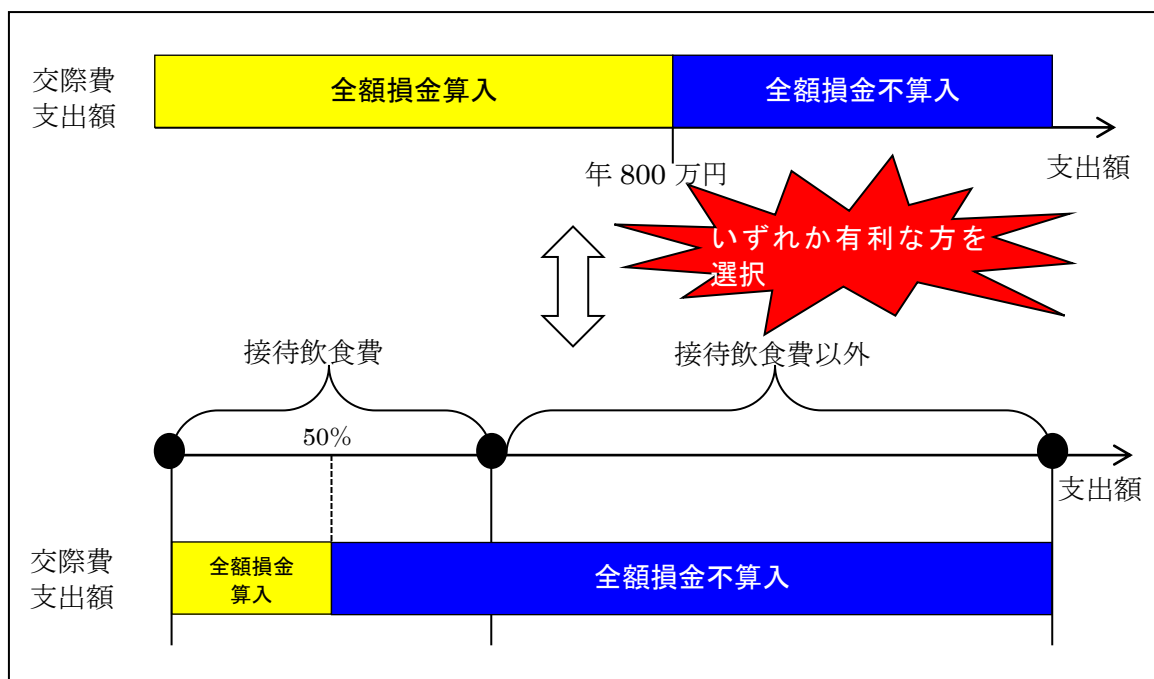
交際費等の損金不算入額の計算は、中小法人（原則として、各事業年度終了時における資本金が1億円以下の法人が該当します。）と大法人（原則として、各事業年度終了時における資本金が1億円超の法人が該当します。）とで異なります。

法人ごとの区分だけではなく、平成25年度と平成26年度の税制改正により、法人の各事業年度に応じて、それぞれ異なる計算を行うこととされています。具体的には、以下のような計算を行います。

① 中小法人（原則として期末資本金1億円以下の法人）の場合

イ 平成26年4月1日以後開始する事業年度

（図1）平成26年4月1日以後開始する事業年度の交際費等の損金不算入額（中小法人）



平成26年4月1日以後開始する事業年度においては、年800万円の支出額までの全額を損金とするか、交際費を接待飲食費とそれ以外の費用に分け、接待飲食費の50%部分のみを損金とする（以下、「接待飲食費に係る50%基準」といいます。）か、いずれか有利な計算を行うことになっています。

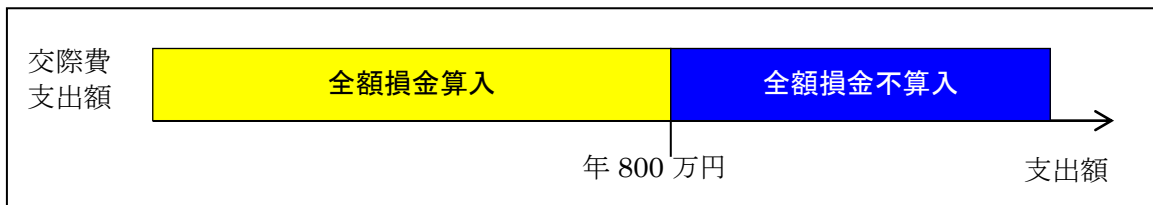
なお、年800万円まで、という損金算入が認められる支出額の基準（以下、「定額控除限度額」といいます。）については、事業年度が1年間であれば問題ありませんが、1年未満であれば、以下の計算により算定した金額となります。

(図2) 1年に満たない事業年度における定額控除限度額の計算

$$800 \text{ 万円} \times (\text{その事業年度の月数}) / 12$$

ロ 平成25年4月1日以後開始する事業年度（イの事業年度を除く）

(図3) 平成25年4月1日以後開始する事業年度の交際費等の損金不算入額（中小法人）

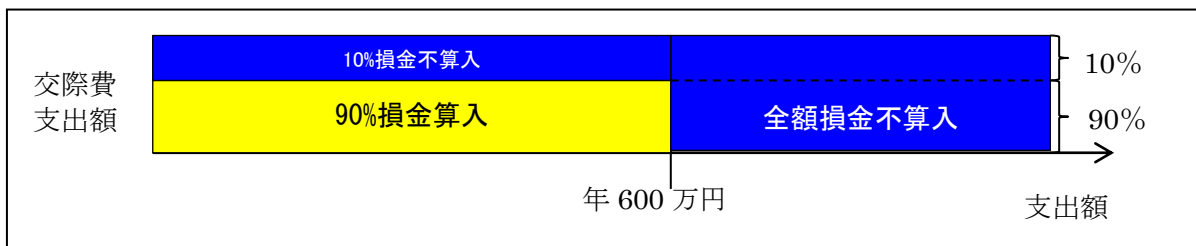


平成25年4月1日以後開始する事業年度（平成26年4月1日以後開始する事業年度を除きます。）においては、定額控除限度額である年800万円までの支出額の全額が損金になる、とされています。つまり、先の例における接待飲食費の50%部分のみを損金とする、という仕組みがこの事業年度についてはありません。

なお、年800万円までの定額控除限度額について、事業年度が一年未満である場合の計算は、先の例と同様です。

ハ 平成25年4月1日前に開始する事業年度

(図4) 平成25年4月1日前に開始する事業年度の交際費等の損金不算入額（中小法人）



平成25年4月1日前に開始する事業年度においては、年600万円までの支出額の90%が損金になる、とされています。

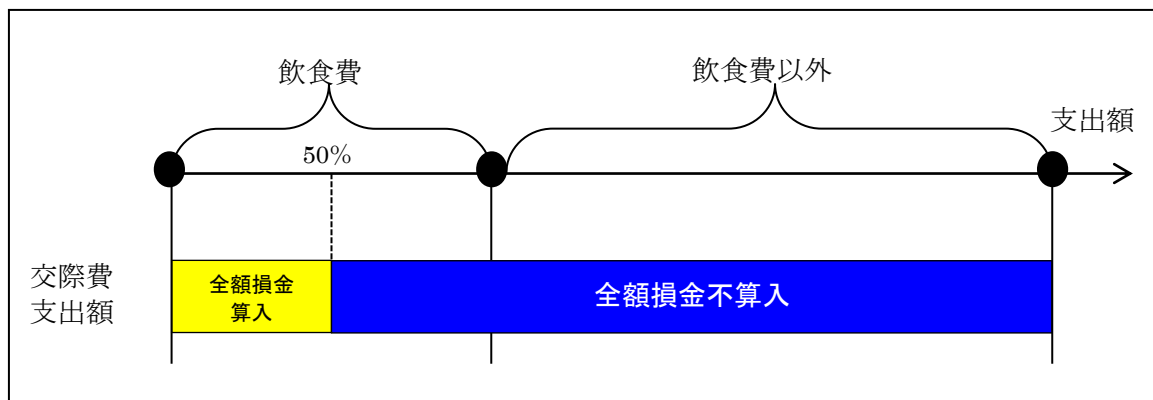
なお、この年600万円という定額控除限度額は、平成21年度の税制改正で増額された基準で、それまでは年400万円という基準でした。蛇足ですが、平成21年度の税制改正前の交際費等の損金不算入額の計算方法は、定額控除限度額である年600万円が年400万円となるだけで、その他は同じです。

その他、年600万円までの定額控除限度額について、事業年度が一年未満である場合の計算は、先の例と同様です。

② 大法人（原則として、期末資本金 1 億円超の法人）の場合

イ 平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度

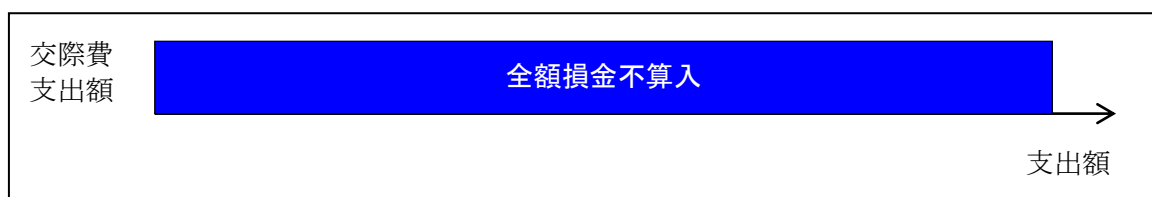
（図 5）平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の交際費等の損金不算入額（大法人）



平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度においては、接待飲食費に係る 50% 基準が適用されます。大法人の場合、交際費は全額損金にならないという考え方がありましたが、平成 26 年度の税制改正により、一部損金として認めるべき、として設けられたのがこの制度なのです。

ロ 平成 26 年 4 月 1 日前に開始する事業年度

（図 6）平成 26 年 4 月 1 日前に開始する事業年度の交際費等の損金不算入額（大法人）



平成 26 年 4 月 1 日前の事業年度においては、大法人の交際費はそもそも損金にならないという考え方の下、支出金額を問わず、全額が損金にならない、という取扱いとなっています。

【Q 3】**＜接待飲食費の意義＞**

接待飲食費は大法人でも 50%が損金になるということですが、具体的にその範囲はどのようなものでしょうか？

【A 3】**＜基本的には社外飲食費が該当＞**

法律上、接待に要する飲食費が広く該当することになっていますが、専ら役員・従業員・これらの親族の接待交際のための飲食費は除かれるとされています。

なお、接待飲食費に係る 50%基準の適用を受ける場合、その飲食費がこの基準に該当することを、所定の方法により証明する必要がある、とされています。

【解説】

大法人でも損金として認められる接待飲食費の範囲については、法律上、「交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用」とされ、広く接待交際に伴う飲食費が該当すると考えられます。

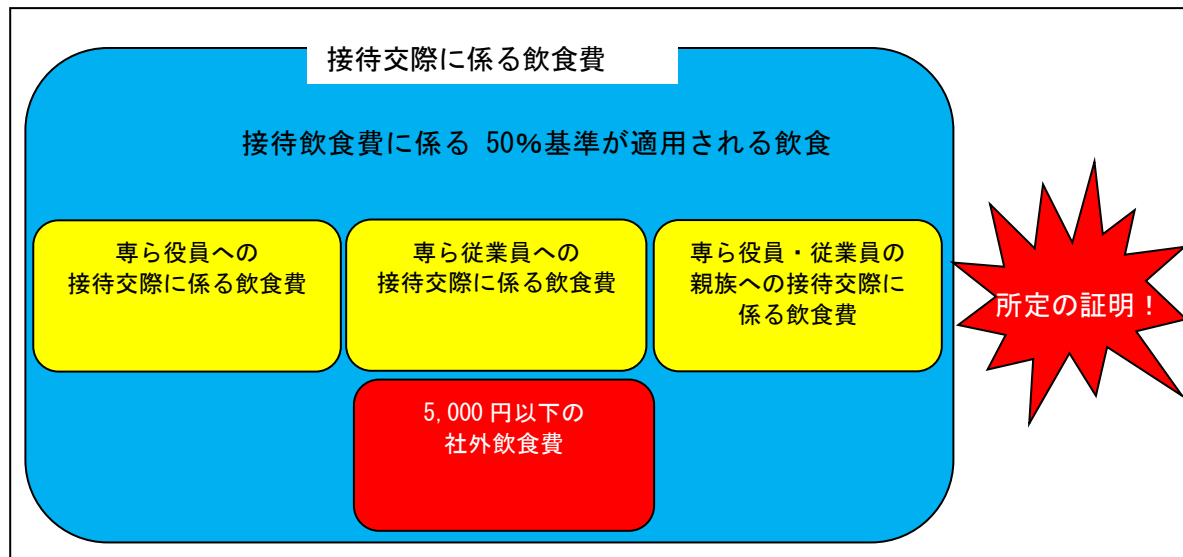
ただし、その接待飲食費の範囲については、専ら法人の役員、従業員、そしてこれらの親族に対する接待等のために支出するもの（「社内飲食費」といいます。）は除かれるとされており、社内交際費に伴う飲食費は対象になりません。このため、少なくとも一名以上は社外の者を接待する必要があると言えそうです。

この場合の社内飲食費の範囲ですが、法人格が異なる親会社の役員等やグループ内の他社の役員等に対する接待等のために支出する飲食費はもちろん、出向先法人の役員等の立場で出席する、出向者に対する接待等のために支出する飲食費（自社の役員等の立場で出席しているような場合は除かれます。）も該当します。

加えて、この接待飲食費については、交際費から除かれる一人当たり 5,000 円以下の社外飲食費（Q22 参照）も除かれるとされており、結論としては 5,000 円超の社外飲食費について、接待飲食費に係る 50%基準の計算を行う必要がある、と言えそうです。

その他、注意点として、この接待飲食費に係る 50%基準を適用する場合、法人税の世界において保存が必要となる帳簿書類等に、①飲食のあった年月日、②飲食に参加した取引先等の氏名等（自社との関係についても含みます。）、③飲食に要した金額及び飲食店の名称等、④その他必要な事項を記載して、接待飲食費に係る 50%基準の適用対象となる飲食費であることを証明する必要がある、とされています。このため、皆様が記録される帳簿書類に、①～④の記載が必要になります。

(図 7) 飲食費の範囲



なお、この接待飲食費に係る 50%基準の取扱いは、平成 26 年 4 月からスタートした新しい制度であるところ、国税庁から取扱いの明確化として、「接待飲食費に関する FAQ」

(http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/settai_faq/01.htm#q1) という資料が公表されています。こちらも参考にしながら、ミスの無いよう注意したいところです。

【Q 4】

＜交際費を損金として認めてもらう要件＞

交際費は一部損金になるとのことですが、何か特別な手続きが必要でしょうか？

【A 4】

＜中小法人は確定申告書において計算が必要＞

中小法人が 800 万円（又は 600 万円）の定額控除限度額による計算を行う場合には、確定申告書に計算明細（別表十五又は別表十五の二）を添付する必要があります。
接待飲食費に係る 50%基準の適用を受ける場合には、帳簿書類等において所定の証明を行う必要があります。

【解説】

中小法人については、定額控除限度額までの支出額については、全額（又は 90%）が損金として認められるため、交際費の明細や定額控除限度額の計算について記載した、別表十五又は別表一五の二（連結法人の場合）を確定申告書に添付する必要があります。

なお、接待飲食費に係る 50%基準の適用を受ける場合には、保存する帳簿書類等において、所定の証明が必要になります（Q 3 参照）。これらの書類については、確定申告書等に添付する必要はなく、後日行われる税務調査の際、税務署の調査官から確認されますので、しっかりと整備し

ておきたいところです。

【Q5】

＜消費税と定額控除限度額＞

交際費に課税される消費税は、定額控除限度額に含まれますか？

【A5】

＜法人の行う経理方法によって変わる＞

消費税については、税込経理方式と税抜経理方式が認められています。税込経理方式を採用している場合には消費税込の金額で、税抜経理方式を採用している場合には税抜金額で、定額控除限度額を判断することになります。

【解説】

消費税に対する経理は、税込経理方式（消費税込みの金額で経理する方法）と税抜経理方式（消費税抜きの金額で経理し、消費税相当額は別途経理する方法）の二つがあり、これらの経理方法のいずれかを採用するかは、法人の選択によることとなっています。

交際費の定額控除限度額の適用上、法人の選択した経理方法を尊重する、という趣旨から、税込経理を採用する場合には、消費税込の金額の支出額と 800 万円（又は 600 万円）を比較し、税抜経理を採用する場合には、消費税抜の金額の支出額と 800 万円（又は 600 万円）を比較することとなっています。

その他、注意点として、税抜経理方式を採用する場合、消費税の控除対象にならない交際費に係る消費税（非課税売上に対応する交際費に係る消費税など）がある場合には、その消費税を、交際費に含めた上で、交際費の損金不算入額の計算を行う必要があります。

【Q6】

＜交際費と消費税＞

交際費には消費税がかかるもの、かからないものの二つがあり、区分が大変と聞きましたが、具体例を挙げて説明してください。

【A6】

＜対価性の有無等が判断のポイント＞

対価性のないものや、国外で支出した交際費には消費税がかかりませんので、これらを支出しても消費税の計算上、控除することはできません。

ただし、お歳暮などを買って取引先に贈答するような場合、お歳暮を買う行為そのものには消費税はかかります。しかし、「商品券」を買っても、消費税はかかっていませんので、消費税の計算上控除することはできません。

【解説】

消費税は、「事業者が事業として、国内において対価を得て行われる、資産の譲渡、貸付け、役務の提供」に課税されます。交際費については、取引先に対する香典や祝儀、そして贈答品など、明確な見返りを意味する「対価性」がない支出が多いので、消費税が課税されるものと課税されないものが混在するケースが多いことが通例です。

いずれにしても、「対価性」の有無や「国内における支出」という点が大きなポイントです。代表例を挙げると、以下のような区分がなされます。

（図８）交際費の内容の一例と消費税区分

交際費の内容	消費税区分	理由
接待飲食（国内）	課税	国内は原則消費税の対象
接待飲食（国外）	不課税	国外は消費税の対象外
接待旅行（国内）	課税	国内は原則消費税の対象
接待旅行（海外）	原則不課税	国外は消費税の対象外
ゴルフ会員権の購入	課税	ゴルフ会員権は課税
香典、祝金、チップ等	不課税	対価性（明確な見返り）なし
謝礼金、慰謝料	原則不課税	対価性がある、とされれば課税となることもある
社長等への渡切交際費	不課税	原則として給与になる
お歳暮の購入	原則課税	贈答は対価性ないが、購入そのものは対価性あり
商品券の購入	非課税	商品券の購入は対価性あるが、非課税とされる

（注）不課税とは、「事業者が事業として、国内において対価を得て行われる、資産の譲渡、貸付け、役務の提供」に当たらないため消費税の対象外となるものをいい、非課税とは消費税の対象にはなるものの、特例的に消費税がかからないとされているものをいいます。

上記（図８）で注意いただきたいのは、商品券の購入です。商品券の購入は、「国内において対価を得て行われる、資産の譲渡」に当たりますので、消費税の課税対象となりますが、特例的に非課税取引とされていますので、商品券に消費税はかからないのです。

いずれにしても、交際費に係る消費税は複雑なところがありますので、判断に迷う場合には、専門家である私たちにご相談ください。

【Q7】**＜交際費等の損金不算入計算を行う時期＞**

費用処理していない仮払交際費や、未払いの交際費について、交際費等の損金不算入計算はどうなりますか？

【A7】**＜「行為」の有無がポイント＞**

交際費等の損金不算入計算は、交際費を支出した時点で行うことになります。支出とは、現金で支出したことを言うのではなく、支出の原因となる行為があったことをいいます。このため、行為があった時点で交際費を費用処理し、その上で交際費等の損金不算入計算を行うことになります。

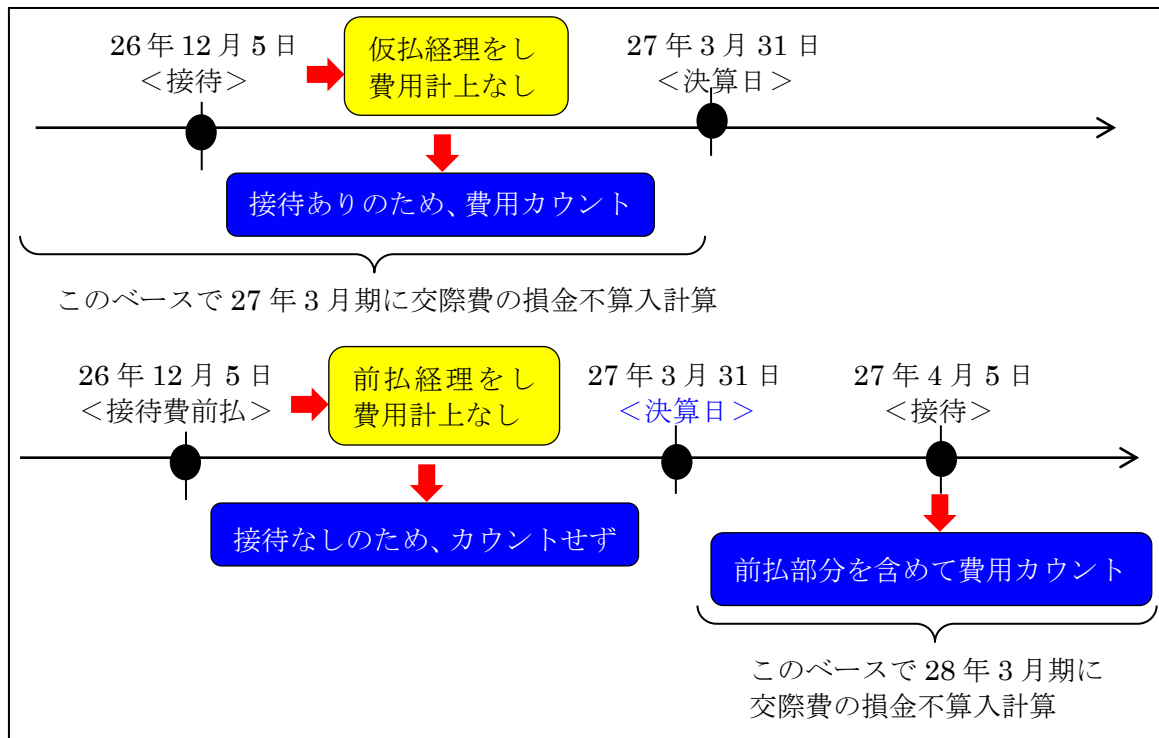
【解説】

法律上、交際費は「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待等のために支出するもの」とされています。ここから読み取れる通り、交際費課税は接待などの行為を対象としています。この点を踏まえて、交際費課税については、接待などの行為があった時点で、交際費を費用処理し、その上で交際費等の損金不算入計算を行う処理になります。

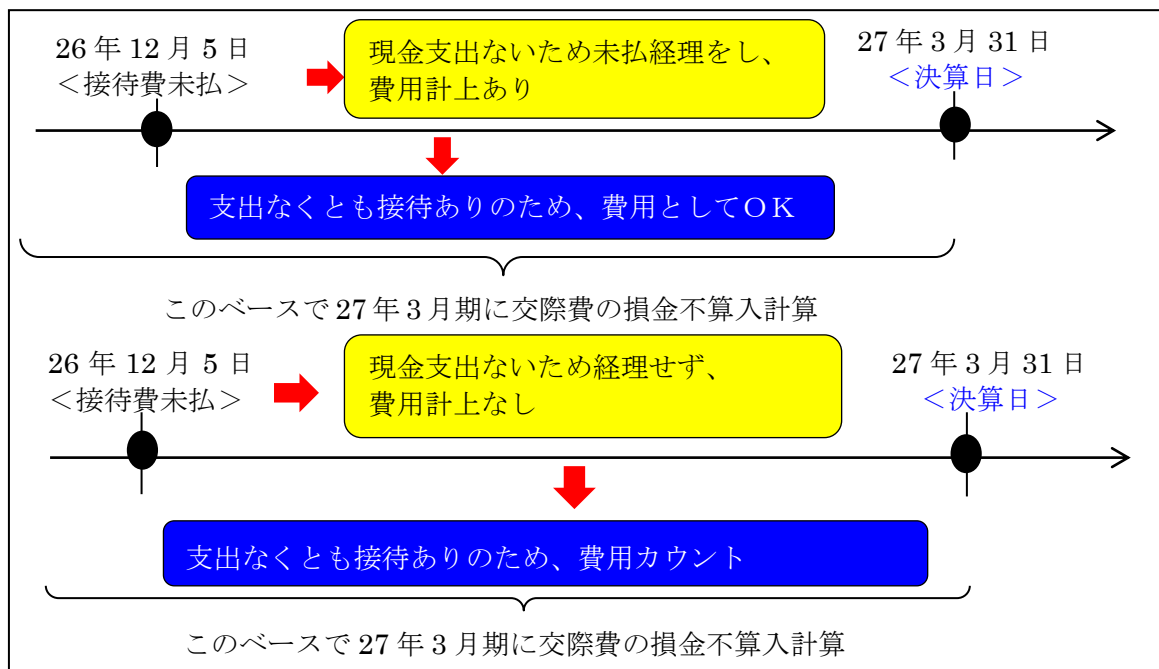
このため、贈答用の商品券を買っても、買った段階では交際費にならず、あくまでも取引先に交付した段階で交際費としてカウントしますし、例えばリベートの一環として、一定額に達するまでは預り金等として積み立て、一定額に達した場合に、その積立額によりその得意先を旅行、観劇等に招待することとしている場合の預り金等として積み立てた金額は、積み立てた日を含む事業年度の交際費とはならず、旅行、観劇等に招待した日を含む事業年度の交際費とされます。

この点、仮払経理や未払経理を例にとり、図解しますと、以下のとおりとなります。

(図9) 交際費の調整 (仮払経理、前払経理)



(図10) 交際費の調整 (未払経理、経理もれ)



つまり、交際費はあくまで接待などの行為時に費用処理をし、法人の経理方法は関係ない、ということです。交際費等の損金不算入額の計算のタイミングも、同じように行為があった段階で行いますので、接待などの行為時点をきちんと把握することとしましょう。

2 交際費の範囲の考え方

【Q8】

＜交際費の税務調査対策のポイント＞

各種報道から、巨額の交際費課税がなされたと聞いており、かなりビクビクしていますが、交際費課税の税務調査が行われる場合、気を付けるポイントは何でしょうか？

【A8】

＜交際費等の意義と範囲をしっかり押さえる＞

税務調査において交際費課税で問題になるのは、交際費とすべき費用を、交際費以外の費用としている、と認定されるケースです。この点、狙われやすい交際費以外の科目はもちろん、交際費の意義をしっかり押さえておく必要があります。

とりわけ、定額控除限度額がない大法人は、交際費の範囲が大きな争点となります。このため、自社の資本金や交際費の支出額にも注力しておく必要があります。

【解説】

交際費課税で問題になるのは、交際費等以外の費用として経理をし、交際費等の損金不算入の対象としていなかったものを、税務調査において調査官から交際費等として認定されるケースです。この点、まず押さえていただきたいのは、「交際費等」の意義です。

交際費等とは、法律上、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう」とされています。

交際費、接待費は別途、「機密費その他の費用」と聞くと、常識的には交際費には含まれないと思われます。しかしながら、こういうものも交際費等の損金不算入の対象となることとされているわけで、法人税の世界では、交際費等の損金不算入の対象となる支出について、「交際費」ではなく、敢えて「交際費等」としているわけです（以後、本テキストでも、この制限を受ける支出を「交際費等」ということとします）。

法律の定義から、交際費等とされる費用として、以下の3つのポイントが挙げられます。

（図11）交際費等の三要件

① 支出の目的	交際費、接待費、機密費その他の費用であること
② 支出の相手先	得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する費用であること
③ 行為の形態	接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用であること

少し補足しましょう。①については、一般的に「事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図る」という目的をいうこととされています。言うまでもなく、身銭を切って取引相手のために交際費を支出するのは、取引相手の歓心を得たいからであり、この歓心を

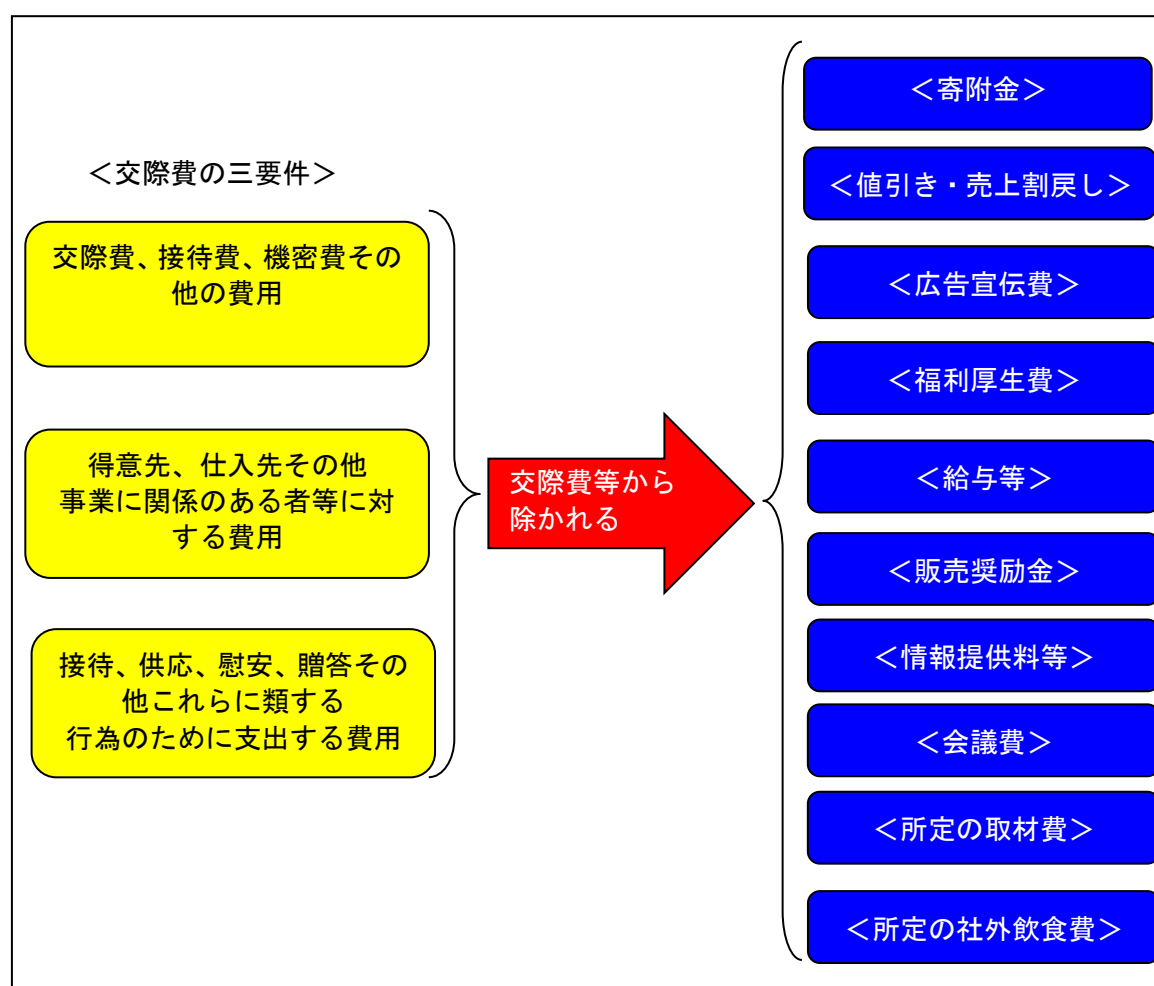
得るという目的があるか否か、そこがまず大きなポイントとなるわけです。

次に、②については、単に取引先に限定されるのではなく、「事業に関係のある者」と広く相手先を捉えている点が重要です。この点、自社の株主はもちろん、自社の従業員も含まれるとされており、いわゆる社内交際費についても、税法上の交際費等になり得る、とされています。

最後の③ですが、交際費課税は接待などの行為を対象としています（Q 7 参照）。相手の歓心を買うあらゆる行為が交際費等になるわけではなく、客観的に相手の歓心を買うと認められる行為があったか否か、ここが大きなポイントとなるわけです。

この、交際費等の要件は非常に重要なところですが、一見するとこれらの要件に該当するように見える支出であっても、交際費課税の対象とならないものとして、以下のような費用が挙げられています。

（図 12）交際費等の三要件と交際費等の範囲から除かれる費用



実務上、この交際費等から除かれる費用の範囲が非常に問題になります。先に述べた、法律上の交際費等の意義に照らし合わせながら、正確に判断したいところです。

その他、交際費等については、原則として交際費等が損金にならないとされる大法人や、定額控除限度額に近い金額の交際費を支出している中小法人、そして接待飲食費に係る 50% 基準を適用している中小法人など、交際費等に該当するか否か、その判断が変わることで大きく損金が制

限される法人に対して、厳しい税務調査が行われるのが通例です。反面、それ以外の中小法人などについては、800万円（又は600万円）まで、支出額の全額（又は大部分）が損金に含まれますので、それほど調査官はチェックしない、という印象があります。

このため、皆様の会社の現状はどうであるか、そして交際費等についてどのような処理をしているのか、ということについても検討しておく必要があります。

【Q9】

＜交際費に該当する具体的費用＞

交際費等の意義や範囲が重要ということですが、交際費等に該当する具体例を教えてください。

【A9】

＜通達等の内容と高額な費用に注意＞

交際費等の三要件と言ってもなかなか難しいですので、国税庁の通達の具体例を押さえ、イメージを深めましょう。加えて、社会通念上高額な費用は、交際費等に該当するケースが多いので、注意してください。

【解説】

交際費等の範囲については、私たちプロでも迷うことが多々あります。この点、国税庁は通達（税務署など、下位の組織に対する指示文書をいいます）で具体例を挙げていますので、まずここからイメージを深めてください。

（図13）交際費等の具体例

交際費等の具体例	左の交際費から除かれるもの
① 会社の何周年記念等における宴会費、交通費及び記念品代など	福利厚生費に該当するもの 式典の祭事費用で通常要するもの
② 下請工場、特約店、代理店等となるための運動費等の費用	取引相手の事業者（その役員や従業員ではなく、事業者本人）に交付する金銭や事業用資産
③ 得意先、仕入先等の慶弔、禍福に際し支出する金品等	社内の者に対するもの（原則として福利厚生費） 特約店等のセールスマンに一定基準で交付するもの
④ 得意先、仕入先その他事業に関係のある者等を旅行、観劇等に招待する費用	卸売業者が製造業者又は他の卸売業者から受け入れる旅行・観劇等の負担額に相当する金額
⑤ 製造業者等が、自社の卸売業者が小売業者等を旅行・観劇等に招待する費用を負担した場合のその負担額	旅行、観劇等に併せて実体のある会議を開催した場合において、会議に通常要すると認められる費用の金額
⑥ 総会対策等のために支出する費用で総会屋等に対して会費等の名目で支出する金品	
⑦ 建設業者等が周辺の住民の同意を得るために、旅行、観劇等に招待し、酒食を提供した場合に要した費用	日照妨害、風害、電波障害等による損害を補償するために当該住民に交付する金品
⑧ スーパーマーケット業等を営む法人が周辺の商店等の同意を得るために支出する運動費等	地方公共団体等に対する寄附金の性質を有するもの 公共的施設の負担金などの費用
⑨ 得意先、仕入先等の従業員等に対して取引の謝礼等として支出する金品の費用	特約店等に支出する販売奨励金で一定の基準にもとづいて支出されるもの
⑩ 建設業者等が工事の入札等に際して支出するいわゆる談合金その他これに類する費用	
⑪ ①から⑩までに掲げるもののほか、得意先、仕入先等社外の者に対する接待、供応に要した費用	寄附金、値引き及び割戻し、広告宣伝費、福利厚生費、給与等に該当するもの

接待や贈答などの費用はもちろん、総会屋対策費用など、いわゆる機密費とされるものも交際

費等に該当することが理解できます。いずれにしても、相手先の歓心を買うという目的で行う行為のために支出するものか、ここが重要な判断のポイントになります。

ところで、交際費課税の趣旨として、交際費等の支出額が大きくなり、企業の財務基盤が毀損される可能性があるため損金を制限する、というポイントが挙げられています（Q 1 参照）。この点から、上記（図 13）の①や⑤のように、「通常要する」以上の式典費用など、所定の高額支出は交際費等に該当する、という取扱いがなされる傾向が大きいと考えられています。

いくらをもって高額というのか、「社会通念」というあいまいな基準が設けられているだけで、私たちプロでも確たることは申し上げられませんが、支出金額も交際費等に該当するか否かを判断する上での一つの要素になるケースがあることは押さえておきましょう。

高額の支出を行うもので、事業関係者の歓心を買う、という目的の支出があれば、早めに私たち税理士に相談してください。

納税者であるあなたの正当な権利を守ります

中村智広税理士事務所・株式会社中村会計

「皆様の『Success Partner』
を目指します！」

当事務所は、
中小企業経営力強化支援法
に基づく
経営革新等支援機関です。



事務所名 中村智広税理士事務所
株式会社中村会計

TEL 082-295-6761

代表者名 中村智広

FAX 082-295-2372

所在地 730-0802
広島市中区本川町3-3-13

e-mail t.nakamura0920@gmail.com

会計・税務のことで悩んだら

すぐにこの番号までご連絡下さい！
☎082-295-6761